

広島県告示第四百七十一号

広島県国民健康保険事業費納付金条例（平成二十九年条例第三十八号）第十七条の規定により、子ども・子育て支援納付金所得係数を「〇・九一七二二〇七九〇〇一二八」と定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香